# 随意契約（プロポーザル等を除く）一覧表（教育委員会事務局分）（令和7年9月分）

別紙3

| №. | 担当課 | 問合せ先（直通） | 業務名 | 契約業者名 | 契約金額（税込）（円） | 契約日 | 随意契約の理由及び根拠法令 | 随意契約の種別 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 学校ICT化推進室 | 270-8112 | 支援学校分校開校に伴う教育情報ネットワーク構築業務 | パナソニックコネクト株式会社現場ソリューションカンパニー西日本社 | 3,184,500 | R7.9.22 | 本業務は、令和8年度に新設される支援学校分校内に教育情報ネットワークを構築し、教職員、児童生徒が校務、学習で教育情報ネットワーク を使用できる環境を整備することを目的とするものである。当該目的を達成しつつ当該ネットワークを継続的かつ円滑に使用できるようにするためには、当該ネットワークに関して既存の設定や接続状況について熟知していることが不可欠であるため、当該ネットワークを構築した者以外の者による履行は見込めず、契約の性質及び目的が競争入札に適さない。仮に当該ネットワーク構成の詳細な設定や知識等を有しない者が本業務を履行しようとすると、重大な設定漏れが生じる可能性が増すほか、不具合時の対応が即座に行えない等、教育情報ネットワーク上の各種システム、メール、グループウェア等の安定的な稼働に影響を与えた結果、授業における学習指導・成績処理等の業務の執行に遅滞が発生するリスクとなる。以上のことより、本業務を適正に履行できるものは、当該ネットワークの詳細な知識等を有する、当該ネットワークを構築したパナソニックコネクト株式会社以外に無いため、当該業者への随意契約を行うものである。 | 1者随契 | |
| 2 | 中央図書館総務課 | 244-8401 | ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理委託業務 | 中間貯蔵・環境安全事業株式会社 | 2,864,400 | R7.9.24 | 産業廃棄物であるポリ塩化ビフェニル廃棄物（高濃度PCB廃棄物）については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（PCB特措法）において、令和6年3月31日に処理完了期限を迎え、当該処理完了期限が過ぎた後に高濃度PCB廃棄物が発見された場合は、保管事業者の責任において永年にわたり保管しなければならないとされている。しかしながら、令和6年度に西日本において保管されている高濃度PCB廃棄物について、中間貯蔵・環境安全事業株式会社（以下「JESCO」という。）の北海道PCB処理事業所にて期限を定めて受入れ・処理を行う旨の通知が環境省から発出された。高濃度PCB廃棄物の処理業務については、国が策定した「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画」に基づき適切に対応することが求められており、当該計画において中間貯蔵・環境安全事業株式会社は国が出資した事実上我が国唯一の高濃度PCB廃棄物の処分業者である旨記載されており、当該事業者以外では高濃度PCB廃棄物の処理を行うことは現実的に困難である。上記の理由から、現在国内において唯一本業務を適正に履行する技術、機器、設備を有する中間貯蔵・環境安全株式会社と一者随契を行うものである。 | 1者随契 | |
| 3 | | | | | | | | | |
| 4 | | | | | | | | | |
| 5 | | | | | | | | | |
| 6 | | | | | | | | | |
| 7 | | | | | | | | | |